

## 54. 06

**色彩のみからなる商標における  
使用による識別力の獲得の証明に関する取扱い**

## 1. 基本的な考え方

色彩のみからなる商標は、商標審査基準に従い、原則として、商第3条第1項第2号、同項第3号又は同項第6号に該当する。よって、色彩のみからなる商標が登録されるためには、色彩が使用された結果、当該色彩が独立して（図形や文字等と分離して）その商品又は役務の需要者の間で特定の者の出所表示として認識されていることが必要となる。

この使用により識別力を有するに至ったか否かについての判断は、商第3条第2項に関する商標審査基準に従って行うこととなるが、色彩のみからなる商標の性質上、以下の点に留意する。

なお、出願された商標（以下「出願商標」という。）が商品等における色彩を付する位置を特定した色彩のみからなる商標である場合には、使用により識別力を有するに至ったか否かの判断においてその位置も考慮して判断する。

## 2. 出願商標と使用商標の同一性の判断

使用により識別力を有するに至った商標として認められるのは、出願商標及び指定商品又は指定役務と、使用されている商標（以下「使用商標」という。）及び商品又は役務とが同一の場合に限られるとするのが原則である。ただし、色彩のみからなる商標の使用の証拠は、他の文字や図形等とともに色彩が使用されているものが多いと考えられるところ、出願商標と使用商標との同一性については以下のとおり取り扱う。

- ①提出された証拠が他の文字や図形等とともに色彩が使用されているものである場合、原則的にはそのような証拠のみに基づき、当該色彩が使用により識別力を有するに至った商標であると認めることはできない。
- ②ただし、使用されている色彩と出願商標とが同一の色彩であって、例えば以下の証拠が提出された場合には、直ちに商標の全体的な構成が同一ではないことを理由として、使用による識別力の獲得の主張を退けるのではなく、提出された証拠から、使用に係る色彩部分のみが独立して、自他商品又は役務を識別するための出所表示としての機能を有するに至っていると認められるか否かについて判断することとする。
  - i) 包装紙又は看板等の大部分を当該色彩のみが占めている場合や無彩色を地色として当該色彩のみを使用して地模様を構成している場合等、明らかに当該色彩が需要者に強い印象を与えるような態様で使用されていると認められる証拠

- ii) 多様な態様（文字・図形や他の色彩等の組合せ）をとりつつも当該色彩を常にアクセントカラー等として使用している証拠
- iii) 需要者が当該色彩をもって何人かの業務に係る商品等であることを認識することができるに至っていることの客観的な証拠（例えば、需要者に対するアンケート調査結果※）

※需要者に対するアンケートに関する取扱い

需要者に対するアンケートは、実際に使用されている態様が出願商標（色彩）のみではない場合に、出願商標の識別力の獲得を立証する際に有効な方法である。アンケートの結果、（特定の文字や図形等と結合しない）色彩のみから、特定の者の業務に係る商品又は役務であることを認識するという結論が得られている場合には、色彩が独立して自他商品・役務の識別標識として認識されるか否かの判断において、当該アンケート結果を特に考慮する。なお、アンケートの実施方法が適切か否かについては、主に以下の点について確認する。

- （ア）対象者及び対象者数は適切か
- （イ）質問が恣意的・誘導的ではないか
- （ウ）アンケート結果について人為的操作が行われていないか

3. 商標の構成態様や商取引の実情の考慮

使用により識別力を有するに至ったか否かについて判断する際は、以下の点についても考慮する。

（1）商標の構成態様

色彩のみからなる商標の構成（単一の色彩からなるものか複数の色彩の組合せからなるものか、また、複数の色彩の組合せである場合に色彩の組合せの方向指定がされているか否か、等）について考慮する。

（2）商取引の実情

指定商品又は指定役務を取り扱う業界の市場特性について出願人から主張があった場合には考慮する。例えば、参入企業数（寡占業界か否か）や当該業界における色彩の使用状況（多種多様な色彩が一般的に使用される商品・役務であるか否か、等）等の事実を考慮する。

（注）以下をクリックすると、商標審査基準をご覧になれます。

- [「第3条第2項（使用による識別性）」の審査基準](#)